

令和元年6月20日

宗像市議会  
議長 花田 鷹人 様

総務常任委員会  
委員長 森田 卓也

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

### 第45号議案 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について

令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が改定されることに伴い、関係条例の一部を改正するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 消費税法により消費税の課税対象となっている行政取引は、消費税を適正に転嫁する必要があることから、税率改定に伴い、関係する24の条例について改正を行う。
- 2 計算方法は内税方式とする。端数計算は、窓口や券売機等での利便性を考慮し原則10円単位で10円未満切り捨てとする。なお、廃棄物処理手数料におけるごみ処理用ポリ袋等については、コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどでの販売、購入であることから、1円単位で1円未満切り捨てとする。
- 3 経過措置として、施行日の前日までに行う利用の許可に係る使用料等については、改正前の規定を適用する。税務署に対しては、この経過措置に沿って申告を行うことを確認している。今後、指定管理者制度により管理する施設の使用料については、指定管理者が事務を進める。
- 4 本件は市民への周知期間を考慮し本定例会に提案するものであるが、税率改定が実施されない場合は、本条例の廃止を提案する。

#### 【意見】

(反対意見)

- ・国の消費税率改定に伴うものではあるが、本市は公共施設の使用料を4月に改正したばかりであり、更なる負担は市民活動の抑制ともなりかねない。地域の活動への参加は、高齢者の外出のきっかけとなり、健康の維持、増進も期待される。誰もが安心して、日常的に公共施設を利用できるよう、配慮が必要だったのではないかと。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

## 第46号議案 宗像市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者など、同基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を終了したものでなければならないとしていたが、指定都市の長も同研修を実施できるよう改正が行われたことから、条例を改正し、これに準じた運用を行う。

### 【意見】

(賛成意見)

- ・国は、放課後児童支援員の配置基準を緩和する法改正を検討しているが、本市では、障がい児等の登所に対し加配指導員を配置するなど、事業の充実を図っている。これが法の改正によって後退することがないように、また、支援員のなり手不足に対しては、待遇改善による問題解決を国に働きかけることを要望する。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## 請願第1号 市民参加型の予算編成を求める請願

### 【請願者】

福岡県宗像市河東1137番地1  
伊規須 弥三 氏

### 【請願の趣旨】

予算編成における情報公開と市民参画を提起する本請願は、宗像市議会基本条例及び宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例にうたわれる市民参加を基本とするまちづくりのさらなる推進を目指し、予算編成過程において予算方針(案)及び第一次予算原案の公開と意見要望の聴取を市に対し求めるものである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 本市では平成17年に宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例を制定し、全国に先駆けて市民参画によるまちづくりを推進してきたが、市民参画の状況は十分であるとは言い難いとの観点から、本請願では、市政に市民が参画する機会を設け、広く市民の意見を反映させる取り組みとして、市民参加型の予算編成の実現を求めている。
- 2 他の自治体の事例として、北海道ニセコ町では、まちづくり基本条例に「情報共有」と「町民の参加」を定め、予算編成過程では、職員向け予算編成方針説明会の公開、まちづくり懇談

会での町の課題説明と意見聴取、予算ヒアリングの公開等の取り組み、予算執行にあたっては、町民向け予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」の全戸配布などを行っている。

- 3 請願事項は、予算方針（案）及び第一次予算原案の公開と意見要望の聴取を求めるものであるが、市民参画の手法として、市民の意見を聴取する具体的な方法や、意見を予算に反映させる仕組み等の詳細な制度設計を提示するものではなく、議会との関係など予算編成過程全体の中での位置付けも明確にされることはなかった。また、期待される効果として、市民意識の醸成など住民自治の充実を図る観点からの説明はあったが、予算配分など財政運営の面で生じる効果について言及されることはなかった。

## 【意見】

（賛成意見）

- ・本市では、市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例を早くに制定したが、市民の意見を幅広く聴取する具体的な施策が十分に習熟していないと考える。本請願が求める事項は、執行機関において検討を行うことで、条例を生かし、住民の自治の力を引き出す手だてとなるのではないかと考える。
- ・予算情報の提供、編成過程の公開など情報公開を進めるという点で賛成する。ただし予算を対象とした場合、スケジュールや方法など様々な点に配慮した制度設計が必要と考える。市民参加を進める取り組みとして、今ある制度や交付金等の活用を見直し、強化することで効果を十分に発揮させることも請願の趣旨に含まれると理解し、賛成としたい。

（反対意見）

- ・請願の趣旨については十分理解できる。私たち議員も、議会報告会などを通じて市民の意見をしっかりと聴取し、市政に生かしていかなければならないと改めて感じたが、本請願では請願事項について、もっと具体的な説明が必要であったと考える。
- ・市政の情報公開、市民参画の推進については賛成であるが、本請願が求める事項は、市民にどのような利益をもたらすのかが明確でなく、予算編成の詳細について研究が必要と考える。
- ・情報の公開等は必要と考えるが、本請願では、予算編成における行政、議会、市民それぞれの役割や行程などをどのようにするかが曖昧である。まずは現行の市民参画の現状を見直し、向上させる努力を行うべきである。

## 【審査結果】

委員会は、賛成少数で不採択とした。